

すまいる通信 平成30年1月 第54号

明けましておめでとうございます。本年も皆様のお役に立てますよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

この「すまいる通信」でもお伝えしている「家族信託」ですが、新聞やテレビで取り上げられる機会が増え、お問い合わせをいただいたり、私が開催しているセミナーの参加者も増えてきております。

「家族信託」とは、将来、認知症になったとしても後見人を付けずに家族間で財産管理を行う方法です。もし財産を所有している本人が倒れたり認知症になってしまうと、預金の解約、不動産の売却、建物の大規模修繕や建て替えが認められなくなります。後見制度を利用した場合、最近では家族が後見人になることが認められずに弁護士や司法書士などの専門家が後見人に指名されるケースが多いです。そうすると毎月数万円の報酬を支払い続けることとなります。また、後見制度を利用しても相続対策を行うことはできません。そのような問題を解決するのが「家族信託」です。「家族信託」は家族間で財産管理を行うので報酬は必要なく（報酬を支払っても良い）、相続対策を行うことも可能となります。

「家族信託」を行う場合、最初に財産額の約2%程度の費用がかかりますが、その後の費用はかからないため、後見制度と比べるとトータルの費用は安くすみます。「家族信託」で相続対策を行ったり、自宅を売却した場合の3,000万円控除の特例を使って節税ができれば、「家族信託」にかかる費用以上のメリットが生まれます。

今年は、今まで以上に「家族信託」を活用される方が増えることが予想されます。将来の財産管理や相続のことが気になる方はご相談ください。

幸せを遺す 円満相続セミナー

財産の多い少ないにかかわらず相続トラブルが起きています。
いざというときに困るのは周りのご家族です。
将来の相続に備え、元気なうちに準備しておくことが大切です。
本セミナーでは相続の基本的なことについてわかりやすく説明します。
少人数制のセミナーなので、お気軽にご参加いただけます。

各回とも午前9：45～11：45	平塚商工会議所	藤沢商工会議所 ミナパーク
地主さんと経営者のための 認知症対策と相続	1月26日（金）	1月21日（日）
相続・遺言の基礎知識と 相続対策	3月23日（金）	2月24日（土）
老後の自宅売却・財産管理と 新しい相続「家族信託」	4月21日（土）	3月24日（土）

*日程が変更になることがありますので、
必ずお申し込み時に確認してください。

*開始5分前までにご来場ください。

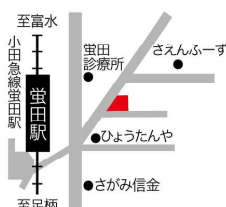
お申し込み TEL：0465-39-1900
(行政書士長尾影正事務所まで)



参加費は無料です。ご家族一緒にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
昭和49年7月生まれ 小田原市在住
行政書士
家族信託専門士
宅地建物取引士
NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
一般社団法人 家族信託普及協会 会員



行政書士長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL: 0465-39-1900
mail: nagao@yuigon-souzoku.info
http://www.yuigon-souzoku.info